

「市内へ転居する時」の主な手続き

チェック	種 別	返 還 ・ 届 け 出 先	備 考
	住民異動届	市民課 市民班 (1階 3・4・6番窓口 TEL29-5039) 各総合支所・各支所 市民福祉課 各出張所	新しい住所地に住み始めた日から14日以内に、手続きをしてください。 必要書類等 ・マイナンバー(個人番号)カード、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) ・在留カードまたは特別永住者証(外国籍の方) ・印鑑 ・本人確認書類
	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方	住民異動届提出の際にマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの住所変更の手続きをしてください。 市民課 市民班 (1階 3・4・6番窓口 TEL29-5039) 各総合支所・各支所 市民福祉課	必要書類等 ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード
	国民健康保険の保険料・保険証変更の確認	【市】 保険年金課 賦課班 (1階10番 TEL 29-5084)	・転居された方の保険証 ・世帯構成に変更がない転居の場合は、保険料の変更はありません。
	障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)所持者	住所変更の手続き 障害者支援課 福祉班 (1階13番窓口 TEL29-2522) 各総合支所、各支所の窓口で	
	長寿支援タクシー料金助成事業 (支給対象外の地区に転居したとき)	助成券の返却手続き 高齢者支援課 支援班 (1階15番窓口 TEL29-2588)	支給対象外の地区に転居した場合のみ
	渡船料助成事業 (支給対象外の地区に転居したとき)	利用券の返却手続き 高齢者支援課 支援班 (1階15番窓口 TEL29-2588)	支給対象外の地区に転居した場合のみ
	災害時要援護者避難支援事業	住所変更の旨の連絡 高齢者支援課 支援班 (1階15番窓口 TEL29-2588)	
	介護保険	高齢者支援課 (1階16番窓口) 介護給付班 TEL29-2544 介護認定班 TEL29-2533	転居する方の介護保険被保険者証(介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証)
	児童手当 (受給者とこどもの世帯が別になるとき)	こども家庭課 手当・給付班 (2階 E窓口 TEL29-5075) 各総合支所、各支所市民福祉課 各出張所	
	児童扶養手当住所変更届	こども家庭課 手当・給付班 (2階 E窓口 TEL29-5075) 各総合支所、各支所市民福祉課	転居先が賃貸住宅の場合は賃貸借契約書、児童扶養手当証書・印鑑を持参。
	放課後児童教室 (学校区が変更になるとき)	保育幼稚園課 施設班 (2階 E窓口 TEL29-5079) 新しく入室される地域の各総合支所、各支所市民福祉課 新しく入室される放課後児童教室	

※代理人が手続きに来られる場合は、委任状が必要となることがあります。
詳しくは担当窓口までお問合せください。